

新潟市立小学校及び中学校の分校設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、新潟市における新潟市立小学校及び中学校の分校（以下「分校」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(設置要件)

第2条 分校の設置については、次のとおりとする。

- (1) 本校への通学が困難、又は著しく不便であり、児童、生徒の就学の確保に分校の設置が必要な場合は、一時的に設置することができる。
- (2) 義務教育期の児童、生徒が入所する施設などにおいて、施設の性格により本校への通学が困難な場合で、当該施設の入所児童、生徒に学校教育を行う必要がある場合においては、当該学区地域住民の同意を得て設置することができる。

2 前項に掲げるほか、児童、生徒の就学を確保するため、新潟市長は必要に応じ、新潟市教育委員会（以下「委員会」という。）に対し、分校の設置を要請することができる。

(その他)

第3条 この基準に定めるもののほか、分校の設置について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この基準は、平成15年12月1日から施行する。